

国内募集型企画旅行条件書



☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は(株)日本旅行北海道(以下「当社」といいます。))が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※表上内の「旅行代金」とは第 7 項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で予約は約内に成立しておりますが、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第 21 項の定めによります。

(4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 旅行代金のお支払い期日

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 14 日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))より前にお支払いいただきます。

(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は子ども代金となります。
- 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又は「パンフレット」旅行代金と表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第 2 項(1)の「申込金」、第 13 項(1)の「取消料」、第 14 項(1)の②の「違約料」、および第 20 項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸料・サービス料、空港施設使用料等。
 - 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な手付けを含みます。
 - パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第 8 項の旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びこれに伴うサービス料
- 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- 1 人部屋を使用される場合の追加代金
- 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を他の場合のやむを得ないときは、お客様にあらがひなく変更や中止に当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- 利用する運輸機関の運賃・料金、着払い・経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日よりお客様にその旨を通知します。
- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 第 10 項より契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用はお客様の負担とします。
- 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の責

- お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき 1,000 円・消費税)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等発行している場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。)
 - 旅行契約上の地位を譲渡した方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。
- 【 宿泊のみご予約になった場合 】
- 予約を取引された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
- 宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所所定の払い戻しをいたします。
- 宿泊のみのご予約で同一宿泊施設を連続してご予約の場合、初日(第 1 日目)のみ取消料の対象となります。
- ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。
- 表 2) 取消料(宿泊のみご予約になった場合)
- | 旅行開始後の解除または無連絡不参加 | 当日 | 前日 | 2～3日前 | 4～5日前 | 6～7日前 | 8～20日前 |
|-------------------|------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 1～14名 | 100% | 50% | 20% | | 無料 | |
| 15～30名 | 100% | 50% | 20% | | 無料 | |
| 31名以上 | 100% | 50% | 30% | 30% | | 10% |
- 【 個人包括旅行運賃の航空券を利用したご予約になった場合 】
- 航空会社が設定する航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面において当該航空券が利用されると、航空会社の名称、当該航空券に際して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示したものとします。
- 表 3) 取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)
- | 旅行契約の解除期日
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 取消料(おひとり) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ① 21 日前に当たる日以前の解除 | 旅行契約締結時の航空運送料等の額以内 |
| ② 20 日目に当たる日以降の解除
(③～⑦を除く) | 旅行代金の20%または旅行契約締結時の航空運送料等とのいずれか大きい額以内 |
| ③ 10 日目に当たる日以降の解除
(④～⑦を除く) | 旅行代金の40%または旅行契約締結時の航空運送料等とのいずれか大きい額以内 |
| ④ 7 日目に当たる日以降の解除
(⑤～⑦を除く) | 旅行代金の30%または旅行契約締結時の航空運送料等とのいずれか大きい額以内 |
| ⑤ 旅行開始の前日の解除
(⑥～⑦を除く) | 旅行代金の40%または旅行契約締結時の航空運送料等とのいずれか大きい額以内 |
| ⑥ 旅行開始の当日の解除
(⑦を除く) | 旅行代金の50%または旅行契約締結時の航空運送料等とのいずれか大きい額以内 |
| ⑦ 旅行開始後の解除または無連絡不参加 | 旅行代金の100% |
- 注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第 7 項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- お客様の都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。
 - お客様の責任に掛ける場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 第 10 項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第 20 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りします。
 - 第 11 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき、
ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
エ. 当社がお客様に対し、第 5 項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかつたとき。
- オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき
- 当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは 1 室利用分の変更に対する差額が発生する場合があります。その差額代金をそれぞれいただきます。
 - 当社は、本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは 1 室利用分の変更に対する差額が発生する場合があります。その差額代金をそれぞれいただきます。
 - 当社は、本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは 1 室利用分の変更に対する差額が発生する場合があります。その差額代金をそれぞれいただきます。
- (2) 旅行開始後
- 旅行開始後において、お客様の都合で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合を除きます。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

国内募集型企画旅行条件書

